

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

- (1)「会社は誰のためにあるのか?」、「経営のチェックは誰の手によって行われるべきか?」を考えながら、
- (a)意思決定の過程の透明性の向上
 - (b)ディスクロージャー(情報開示)及びアカウンタビリティ(説明責任)の強化
 - (c)コンプライアンス(遵法)の徹底
 - (d)危機管理の徹底
- を基本方針とし、株主、取引先、地域社会及び従業員等ステークホルダーとの良好な関係を築き上げつつ、健全かつ効率的に業務を遂行するシステムを構築いたします。
- この目的を達成するために、内部監査部並びにコンプライアンス委員会の機能強化を図ると共に、監査役、会計監査人との協働体制を構築いたします。
- (2)会社経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況
- 経営上の業務執行に関する監査・監督は取締役会及び監査役会により行われています。
- 経営基本方針・重要事項の審議・決定は取締役会で行われ、通常の業務遂行上の重要事項の協議は常務会にて行われています。
- 取締役会は原則として毎月1回定例的に開催され、監査役会は定期的に開催され、常務会は必要に応じ随時開催しています。
- 公認会計士監査は、優成監査法人に委託しております。
- 社内監査組織としては内部監査部を設けており、専任担当を2名置いております。
- (3)今後の課題
- (a)内部統制システムの整備
- 内部統制体制整備のため各部門が自ら管理・統制できる自律的組織を目指し、あわせて全社の立場から状況を監査し指導・教育していく内部監査部の機能を強化いたします。
- (b)IR活動の充実

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社 双栄	1,190,000	13.64
深江 今朝夫	554,000	6.35
ツインバード従業員持株会	537,000	6.16
株式会社 第四銀行	436,000	5.00
野水 敏勝	387,000	4.44
株式会社 北越銀行	276,000	3.16
野水 重勝	270,000	3.10
野水 重明	265,000	3.04
野水 秀勝	251,000	2.88
岡田 勝	180,000	2.06

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無

なし

補足説明更新

当社は自己株式を306,476株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	2 月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	なし
--------------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

定期的に会合を持つことはしておりませんが、会計監査人監査時に適宜情報交換や意見交換を行っております。また、会計監査人の支店・営業所への監査時に同行・立会などの連携も取っております。

当社は内部監査部門として内部監査部を設置しており、専任担当を2名置いております。今後とも「内部統制システムの整備の基本方針」の取締役会での決議を踏まえ、監査役との連携、内部統制や経営監査に役立つよう、更に整備していきます。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
島田 正純	他の会社の出身者													
近野 茂	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2)			
氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
島田 正純		なし	会社経営者としての幅広い経験と豊かな識見
近野 茂	○	当社独立役員	公認会計士としての幅広い経験と豊かな識見を有しております。加えて、一般株主と利益相反が生じるおそれのないことから独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

役員賞与が業績連動部分に該当すると考えています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上である者がいないため、個別開示はしていません。
事業報告及び有価証券報告書では、役員区分ごとの報酬等の総額を開示しております。
平成26年2月期における取締役に対する取締役報酬は次のとおりであります。
・取締役を支払った報酬 119,062千円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、平成21年6月19日開催の第47期定時株主総会において決議いただいた年額168百万円以内(ただし、使用人給与は含まない。)、監査役の報酬は、平成23年6月22日開催の第49期定時株主総会において決議いただいた年額20百万円以内を限度に、当社の事業規模、業績、職務内容などを総合的に考慮して決定しております。
なお、取締役個々の報酬については取締役会にて決定し、監査役個々の報酬については、監査役会にて協議の上決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

重要事項については、当社の経営陣が社外監査役へ連絡、相談しております。
また、役員会の付議事項についても、必要に応じ事前説明しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

現状の体制の概要

(a)取締役会

経営管理の意思決定機関として、原則として毎月1回定例開催し、取締役の審議により必要事項を決議しています。
なお、開催の都度監査役が出席し、業務の執行状況を把握しています。

(b)常務会

取締役会の方針に従い社長業務を補佐、重要事項の協議を目的とし、経営管理機関として原則として毎月1回定例開催の他、必要に応じ随時開催しています。
なお、開催の都度常勤監査役が出席し、業務の執行状況を把握しています。

(c)監査役会

定期的に開催し、監査方針の決定、監査状況の報告、勧告事項の検討、改善状況の把握等に努めています。
監査役は常勤監査役1名、社外監査役2名を選任しています。

(d)会計監査人

公認会計士による監査は、当社グループは優成監査法人を選任し、監査を受けています。
担当公認会計士は加藤善孝、佐藤健文の2名です。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

経営の透明性の確保を目的として、上記の体制を採用しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会会場に当社製品を展示、現況を紹介

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算情報を掲載	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の遵守による環境保全への寄与
その他	決算早期化と企業財務情報開示の早期化、内部統制組織の整備

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 内部統制システムに関する基本的な考え方

内部統制が自律的に機能する組織を構築すると共に、その活動をフォロー・指導・改善する支援機能（内部監査部門・コンプライアンス委員会・監査役会・会計監査人などの相互協働により）の確立により、内部統制システムを実効あるものとします。

(2) 内部統制システムの整備

当社は、法令に則り、以下の通り「内部統制システムの整備の基本方針」を決定し、単に不祥事を未然に防ぐだけでなく、健全で持続的な発展をするために内部統制システムを整備し、運用することが経営上の重要な課題と捉え、業務の有効性、効率性及び適正性の確保に努めます。

(a) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役会は、コンプライアンスの推進を統括し、会社法その他の法令に則った会社運営を行う旨の基本方針を決定します。
- ・コンプライアンス委員会は、関連する規定、マニュアル等を明文化し、取締役・従業員への徹底を図ります。
- ・コンプライアンスの維持については、各役員が自己の分掌範囲について責任を持って行い、各部門長は、担当業務に適用される法令とその改正状況を把握するとともに、関連部門へ周知することにより、法令遵守の徹底を図ります。
- ・監査役は、内部監査部と連携して独立の立場から当社全体のコンプライアンスの状況について監査します。
- ・コンプライアンス委員会を、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供する窓口として置き、運用していきます。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに職務の執行の効率性が確保される体制

- ・取締役会を原則として毎月1回開催し、重要事項の決定及び取締役相互の業務執行状況の確認を行います。また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて常務会を開催し、業務執行に関する意思決定を機動的に行います。業務執行機能を強化するため執行役員制度を採用するほか、役員、部門長等で構成される経営会議を毎月開催し、経営課題の協議・決定・報告を行っております。
- ・いずれもテーマに応じて関連する従業員を出席させ、より具体的な検討を行います。
- ・取締役会その他重要な会議の議事録や稟議書類、財務に関する重要な情報等の保存対象書類、保存期間、検索のための分類方法及び保存場所等を定める文書管理規程を作成し、取締役、監査役がこの規程に基づき、必要な文書等を容易に閲覧できるようにします。
- ・業務分掌規程及び職務権限明細表に則り、取締役の職務の執行の効率性を確保します。
- ・業務の簡素化、ITの適切な利用を通じ、業務の効率化を推進します。

(c) 会社の重大な損失の発生を未然に防止するためのリスク管理体制

- ・品質、災害、環境、情報セキュリティ等経営に重大な影響を及ぼす不測事態による損失を防止するために、ISO（品質、環境）の推進活動を中心に、リスク管理に関する規程や不測事態対応マニュアルを整備するとともに、それらについて従業員に対し、教育研修を実施し、予防体制を確立します。
- ・取締役または従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、不正行為、法令・定款に違反する重大な事実が発生する可能性が生じた場合、もしくは発生した場合は、内部監査部及び関連部署へ報告することとし、内部監査部は常勤監査役に報告します。
- ・重要な勘定科目や取引に関連する業務フローを見直し、問題点（リスク）を洗い出し、内部牽制システムを構築する等、コントロールの対策をとります。

(d) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・関係会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、業務の状況について毎月報告を受ける等を内容とする関係会社管理規程を定め、グループ全体での適切な情報の共有と意思疎通を図り、経営の適正性を確保します。
- ・当社は、月一回、当社および当社子会社の役員、部門長等が出席する経営会議を開催し、当社子会社において重要な事象が発生した場合には、子会社に対し当該経営会議における報告を義務付けています。
- ・当社は、経営会議を通じ当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理しています。
- ・当社は、当社グループにおける職務分掌、指揮命令系統、権限および意思決定その他の組織に関する基準を定め、子会社にこれに準拠した体制を構築させます。
- ・当社は、コンプライアンスに関連する規程、マニュアル等を明文化し、当社グループのすべての役職員に周知徹底します。

(e) 監査役の職務を補助すべき使用人

- ・監査役は、内部監査部の担当者に監査業務に必要な事項を命ずることができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役等の指揮命令を受けないものとします。

(f) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、本社その他の拠点並びに関係会社に対し、計画的に実地監査に赴き、現状の把握、問題点の指摘等を実施しており、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求めます。
- ・当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行うものとします。
- ・当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止しその旨を当社グループの役職員に周知徹底します。
- ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設けています。
- ・監査役は、取締役会の他、常務会等の重要な会議に出席し、重要な意思決定過程及び取締役の職務の執行状況を監査します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は反社会的勢力との関係は一切持たないことを基本方針としております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環として取り組んでおり、組織として毅然とした対応を取ることを行動規範に定め、全社の重点施策として位置付けております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

対応統括部署を定め、反社会的勢力による不当要求、組織暴力及び犯罪行為に対しては、直ちに報告・相談する体制を整備しております。また警察等が主催する連絡会に加入するなど平素より外部の専門機関と連携を深め、反社会的勢力への対応に関する指導を仰ぎ、最新情報を共有することにより被害の未然防止に向けた活動を推進しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(適時開示体制の概要)

(1) 当社の会社情報の適時開示の主管部門は、情報取扱責任者を委員長とする情報管理委員会が統括しています。

(2) 情報管理委員会は、会社の経営上の発生事実・決定事実・決算に関する情報を収集し、東京証券取引所より示されている「会社情報適時開示ガイドライン」を基準に、情報内容を検討し開示が必要と判断した場合は速やかに東京証券取引所へ提出しています。

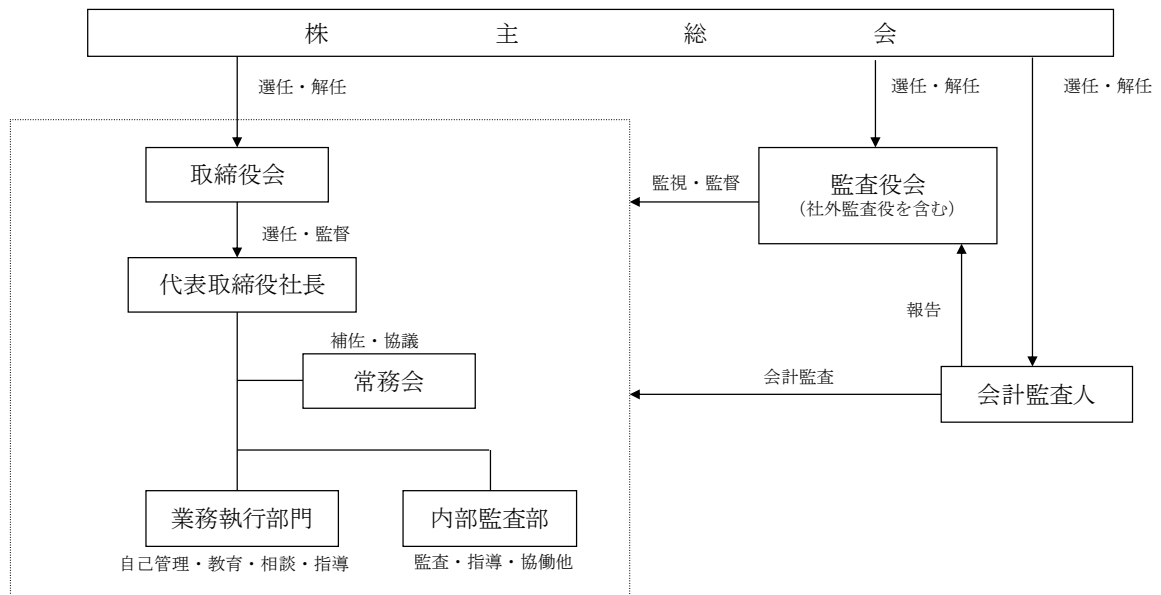
(3) 開示情報の決定にあたっては、

(a) 決定事実及び決算に関する事項は取締役会の承認

(b) 発生事実については代表取締役社長の承認

を得て、情報取扱責任者が東京証券取引所へ提出しています。

【模式図】 現状のコーポレートガバナンス体制



【模式図】 適時開示に係る社内体制

